

琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正の概要について

総務課

1 条例改正の概要

国の人事院勧告に準拠し、改正する。

(1) 平成 30 年度給与勧告の概要について

ア 月例給

(ア) 行政職給料表を 400 円の引き上げを基本に改定(平均改定率 0.2%)

(イ) 初任給を 1,500 円引き上げ。若年層についても 1,000 円程度の改定

イ ボーナスを 0.05 月引き上げ 4.40 月→4.45 月

＜一般の職員の場合の支給月数＞

	6 月期	12 月期
30 年度 期末手当	1.225 月(支給済み)	1.375 月(改定なし)
勤勉手当	0.9 月(支給済み)	0.95 月(現行 0.9 月)
31 年度 期末手当	1.30 月	1.30 月
以降 勤勉手当	0.925 月	0.925 月

ウ 実施時期

(ア) 月例給 平成 30 年 4 月 1 日

(イ) ボーナス 平成 30 年 12 月 1 日

(2) 宿日直手当の見直し

宿日直勤務 1 回につき 4,400 円(現行 4,200 円)

(3) 今後のスケジュール

ア 12 月議会に条例改正、補正予算を追加で上程予定

イ 月例給、ボーナス共に、平成 30 年 4 月に遡って差額を支給

2 行政職の給料表級別職務内容の変更

(1) 改正の概要

「琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例」の制定に伴い、行政職の職務の内容に「保育教諭」「主任保育教諭」を加える。

(2) 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日施行(琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行日と同じ。)